就労証明書

記入例

富士河口湖町長　殿

- ・印や証明日のないものは無効です。記載内容の訂正の際は訂正印が必要です。
- ・就労先が変更になった場合は、証明書を再提出してください。
- ・就労開始直後のため、就労実績がない方は、3ヶ月後に

証明日	平成　30　年　7　月　1　日
事業所名	(株)〇〇商事
代表者名	代表取締役　河口　太郎　㊞ 印
所在地	富士河口湖町船津1700
電話番号	0555-72-0000
記入者名	大石　次郎
記入者連絡先	0555-83-0000

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄
勤務先事業者に関する事項		
1	業種	卸売業，小売業　※1　（　　）
就労者に関する事項		
2	ふりがな 就労者氏名	かつやま　はなこ 勝山　花子
3	就労者住所	富士河口湖小立〇〇
就労状態等に関する事項		
4	雇用（予定）期間	有期　※2　平成　18 年　4 月　1 日　～　平成　31 年　3 月　31 日
5	勤務先事業所名	〇〇スーパー河口湖店
6	勤務先住所	富士河口湖町船津〇〇
7	勤務先電話番号	0555-72-××××
8	雇用の形態	非常勤・臨時職員　※3　（　　）
9	就労時間（固定就労の場合）	☑ 月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝祭日　合計時間（月間）　140 時間　0 分 平日　9　時　00　分　～　17　時　00　分 土曜　時　分　～　時　分 日曜　時　分　～　時　分
10	就労時間（変則就労の場合）	※4　時間　分
11	就労実績	平成　30　年　4　月　20　日／月 平成　30　年　5　月　21　日／月 平成　30　年　6　月　19　日／月 ※就労開始直後のため、就労実績がない方は、3ヶ月後に再度提出すること。
12	産前・産後休業の取得	期間終了※5　平成　30 年　2 月　28 日　～　平成　30 年　6 月　5 日
13	育児休業の取得（予定期間）	取得中 ※5　平成　30 年　6 月　6 日　～　平成　31 年　4 月　9 日 短縮可能時期　平成　年　月　日 延長可能時期　平成　31 年　10 月　9 日
14	復職年月日	平成　31　年　4　月　10　日
その他		
15	備考欄	
16	民生委員 農業委員の証明 ※自営業の方または内職で事業主の証明のない方は次の証明も必要となります。	上記事項について、事実と相違ないことを証明します。 証明日：平成　年　月　日 富士河口湖町＿＿＿＿＿＿地区民生委員／農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※1～6はプルダウンリストから該当するものを選択すること。
※1～6の選択肢は裏面参照すること。

保護者記入欄

児童名	勝山　さくら	生年月日　27 年　5 月　23 日	〇〇 保育園 ☑ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）			
児童名	勝山　つばき	生年月日　30 年　4 月　10 日	〇〇 保育園 ☐ 利用中 ☑ 申込中（第一希望）			
児童名		生年月日　年　月　日	保育園 ☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）			
保護者氏名	勝山　花子　㊞	続柄	母	通勤方法	車	通勤時間（往復）　時間　30 分